

第1 1回住民記録システム等標準化検討会（書面開催）におけるご意見と対応方針

資料9

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
1	<p>■ベンダ 20.3.2 転出証明書 「QRコード個人」の内容に「転出証明書情報送信（838Y）の該当項目：項番22転出者情報～項番67旧氏かな」とあるが、生年月日の項目がJ-LIS既存住基改造仕様書と異なっているため統一して頂きたい。 J-LIS既存住基改造仕様書の場合、「生年月日 9桁」とし元号と西暦が1つの項目として扱われているが、住民記録システム標準仕様書では「生年月日元号」と「生年月日」の別項目として扱われている。</p>	<p>諸元表においてはJ-LIS既存住基改造仕様書に従い修正いたします。 なお、詳細なデータリストについてはデジタル庁が策定中となります。</p>
2	<p>■ベンダ 20.3.2 転出証明書 「住民基本台帳カード及び個人番号カードの有無」を記載するニーズは多いため、項目欄は設けておき、有無の出力を任意とするのはどうか。</p>	<p>カードの保有情報については個人情報にかかわることから、現在規定されている法令に従い規定いたします。</p>
3	<p>■ベンダ 20.5.3 世帯主変更依頼通知 世帯主不在となった世帯に送付する通知のため、「現在の住民票の世帯主」にあたる者がいない。記載すべき該当者を明確にしていきたい。</p>	<p>帳票レイアウトの「現在の住民票の世帯主」項目については、不在となった世帯主が記載される想定をしております。 また送付先については、4.0.5世帯主変更依頼通知書において、「世帯主変更依頼通知書及び世帯主変更通知書については、残った世帯員から、5.2（世帯員の並び順）に基づき、世帯主が消除される前の状態で住民票上記載される最上位の世帯員に送付すること。」と規定しております。</p>
4	<p>■ベンダ 20.4.1 住民票コード通知票 「（参考）宛名部分に対応した封筒レイアウト」にあわせた封筒の準備をすすめるのだが、今後変更となる可能性はないか。</p>	<p>今後については変更が生じる可能性もございますが、現時点では一般的に使用されているレイアウトを参考としております。</p>
5	<p>■ベンダ 1.1.16 支援対象者管理 『令和4年3月31日（総行第32号、総税固第8号）ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について』で、DV等被害者が固定資産を所有している場合に、当該固定資産が所在する団体との支援措置に関する連携の方針が示されましたが、支援対象者の管理項目が増えるとの認識で良いのでしょうか。</p>	<p>固定資産登録市区町村コードについて仕様書に追加いたします。</p>
6	<p>■ベンダ 4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 令和4年2月8日社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものに限る。）実施要領の『ウ 転入地』の『f 住民記録システムに連携された転出証明書情報の一覧を画面上で確認する機能の追加』とあるため、【実装すべき機能】に追加してはどうか</p>	<p>EUC機能等で表示できると想定されるため、対応いたしません。</p>
7	<p>■ベンダ 4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を修正した場合、修正した履歴を残した状態で管理する必要はないか</p>	<p>転出証明書情報を修正する場面が想定されないため、対応いたしません。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
8	<p>■ベンダ</p> <p>4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） マイナポータル等により転出・転入手続をし、転入届を代理人が実施する場合の業務フローを追加していただきたい</p> <p>■ベンダ</p> <p>子が両親（世帯主）の世帯に一部転入するケースで、両親が転入届に来庁した場合、来庁者は異動者ではない（転出証明書情報に記載されていない）ため、住基ネットCSから転出証明書情報を取得できない。 特例転入の業務フローで、「窓口における本人確認方法が異なるのみ」とのことですが、個人番号カードを保有している異動者も来庁しておらず、紙の転出証明書を持参していないため、本フロー内で転出証明書情報の取得可能なタイミングと方法をご教示ください。</p> <p>■自治体</p> <p>特例転入であり、住基用の暗証番号が必要なため、任意代理人では難しいのではと思います。任意代理の場合であれば、目隠しシール等を使って暗証番号を預けるといった対応が必要になるのでしょうか。 なお、法定代理人であればありえると思います。</p>	<p>転入届を代理人が実施する場合であっても、窓口における本人確認方法が異なるのみとなりそれ以外は同様であるため、同一のフローをご参照いただければと思います。</p> <p>なお、本人以外の者による最初の転入届（特例転入による転入届）があった場合には、事務処理要領上、必ず本人の個人番号カードを提示させることとなっているとともに、届出を受理するまでの過程で必ず暗証番号を照合させることとなっており、いずれの場合においても転出証明書情報を取得できると考えます。</p> <p>【参考】 住民基本台帳事務処理要領第4-4-(2) (2) 最初の転入届の受理 ア 転入地市町村長は、最初の転入届（転出届をした日後その者が最初に行う転入届であって、その者の個人番号カードを添えて行われるものをいい、法第24条の2第2項に規定する最初の世帯員に関する転入届を含む。以下同じ。）をする者に個人番号カードを提示させ、暗証番号を照合したうえで当該個人番号カードから住民票コードを読み出すので、最初の転入届をする者の住民票コードについては明らかにかさねることを要しない。同時に転入する同一の世帯に属する者についても、第5-1-ケの事項の通知から住民票コードが明らかとなるので、同様に取り扱う。この場合において、市町村職員は、当該読み出した住民票コードを届出書に記載する。 イ 最初の転入届があった場合には、個人番号カード（届出時点でカード運用状況が運用中又は一時停止である個人番号カードに限る。）を提示させ、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、届出書に記載された事項と照合することにより、最初の転入届をする者が本人であることを確認する。ただし、個人番号カードについては、個人番号カード等の機能の不具合等により本人確認を行うことができない場合は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、届出書に記載された事項と照合すること等により行うものとする。 ウ 本人以外の者による最初の転入届については、本人の個人番号カードを提示させ、第4-2-(2)-イに準じて、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該届出を受理しても差し支えない。 また、同一の世帯に属する者以外の代理人（本人の法定代理人である場合を除く。以下同じ。）が本人の代理でキの処理を申し出た場合は、本人の個人番号カードの暗証番号の照合が必要であるため、本人から暗証番号を記載した書類を届出させたとうえで、市町村職員が暗証番号を入力することとする。この場合において、必要に応じ、適宜、同一の世帯に属する者以外の代理人が当該暗証番号を知り得ることのないよう留意すること。</p>
9	<p>■ベンダ</p> <p>4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） マイナポータル等による転入予約と転出証明書情報から転入届の事前準備を行う運用を想定した場合、転入予約はLGWAN端末で確認し、転出証明書情報は住民記録システムで確認する、となると事務の効率が悪いので、【実装してもしなくても良い機能】に「転入予約の情報を、申請管理システムから取得し住民記録システムへ取り込むことができること」を追加してはどうか。</p>	<p>転入予約の情報の取り扱い（住民記録システムに取り込むか否かを含め）については現在デジタル庁にて整理が行われております。決定内容に応じて本仕様書の機能についても検討を進めてまいります。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
10	<p>■ベンダ 資料3 P.6 #2 管理データ項目の追加・変更 外国人の「氏名のフリガナ」「氏名のカタカナ表記」の指す内容について整理してお示しいただきたい。</p> <p>・外国人の氏名には、「氏名（漢字）」「氏名（アルファベット）」がありますが、「氏名のフリガナ」は「氏名（漢字）」に対応するフリガナのみを指すのか、「氏名（アルファベット）」に対応するカナも含むのか。</p> <p>・「氏名のカタカナ表記」は、申出があった場合のみ英字圏外国人の住民票に記載されるものであり、申出が無い場合は設定されないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・「氏名のフリガナ」は「氏名（漢字）」に対するフリガナのみを指すとした場合、「氏名のカタカナ表記」の設定がない英字圏外国人においては、氏名のカタカナを管理する項目は存在しない。このような英字圏外国人は、フリガナによる検索（2.1.3基本検索）やフリガナの一致による再転入判定（4.1.1.2再転入）の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>■ベンダ 1.1.2に記載の通り、外国人住民データに「氏名のフリガナ確認フラグ」が定義されますが、漢字圏外国人においても英字圏外国人においても、本人への確認の有無を管理するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、【標準様式・帳票 共通項目】の「本人氏名型」の記載によると、日本人の場合は本人確認実施済みのカナ氏名を氏名に補記することができますが、外国人については「氏名のフリガナ」を帳票に記載することはなく、フラグの管理内容は証明書の記載内容に影響しないと認識しております。</p>	<p>・いずれも含まれる想定をしております。</p> <p>・お見込みのとおりとなります。</p> <p>・「氏名（アルファベット）」のフリガナも含むため、基本検索や再転入判定の対象になります。</p> <p>※「氏名のカタカナ表記」とは、非漢字圏の外国人住民の印鑑登録証明に係る事務処理上必要な場合に管理するもの。</p> <p>・事務処理要領第2-1-(2)-アにおいて、「氏名には、できるだけフリガナを付すことが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。」とされていることを踏まえると、「外国人住民のローマ字表記の氏名には、フリガナを付さなくても差し支えない。」とされているためフリガナを管理しない場合も想定されるが、管理する場合は正しく確認がなされているフリガナか否かを管理することは重要であるため、同様にフラグで管理する想定をしております。</p>
11	<p>■ベンダ 資料3 P.7 #3 除票における誤記修正記載必須化 1.1.14に記載の通り、C類型に記載された誤記修正の内容からデフォルトで省略とするか否か等を判定する必要があることから、C類型に対して</p> <p>①誤記修正である旨 ②対象項目 の2点を管理する必要があると考えます。</p> <p>また、30.1データ構造に掲載の除票用データベースにおけるC類型項目は、統合記載欄C類型1～3の3項目ですが、除票に対する誤記修正を何回行うことになるかは不明と認識しています。3項目以上になる場合の扱いについても提示する必要があると思います。</p> <p>■ベンダ 「標準仕様20.0.5 備考の記載」の【実装すべき機能】に「備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき」と記載があることから、データ長を長くし1項目とした場合、備考欄を段落ごとに表示/非表示の判断ができないのではないかと。</p>	<p>・デフォルトで省略するか否かを判定するため、統合記載欄C類型の中で、誤記修正については独自で項目を管理することといたします。</p> <p>さらに、下記項目については検索の対象とするため、誤記修正項目の中でも独自で項目を管理することといたします。</p> <p>-誤記修正後の氏名 -誤記修正後の氏名のフリガナ -誤記修正後の生年月日</p> <p>・統合記載欄C類型においては、それぞれ段落（事象）ごとに表示/非表示を判断する必要があることから、例示として挙げている備考（6例のうち、誤記修正項目を除いた5例）がすべて当てはまった場合を想定し、さらに汎用的な項目を加え10項目を設けることといたします。（自治体によってさまざまな使用方法が想定されるため、それぞれの項目の用途までは規定いたしません。）</p> <p>項目数が上記以上になった場合は、任意で改製する又は表示項目/非表示項目で分けて記載する等、運用にて調整いただくことを想定しております。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
12	<p>■ベンダ 資料3 P.10 #5 改製の考え方の追加 改製を行った場合の住民票統合記載欄の記載例をお示しいただきたい。また、その他のケースについても、なるべく多数の住民票統合記載欄の記載例をお示しいただきたい。 例) 異動の取消、B類型の記載有、除票の誤記修正、事実上世帯主の変更</p> <p>■ベンダ ・20.1.4に提示された「住民票の除票の写しのレイアウトの考え方」では転出および転入通知処理を実施した例が記載されていますが、統合記載欄の異動履歴には「転出」や「転入通知」の処理に該当する記述が見受けられません。これは、省略しているイメージということでしょうか。もし、そうであれば省略していないイメージをご提示ください。 ・改製を実施した場合、改製原住民票においては統合記載欄の除票記載事項には改製の旨が記載されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・改製を実施した場合であっても、そのまま異動履歴が記載されるか、異動履歴が省略されるかのいずれかになるため対応いたしません。 ・異動の取消しについては通常の異動履歴と同様に記載されるため、現在の異動履歴例から読み取れるものと考えます。 ・B類型の記載有については、記載例として1.1.14に記載しておりますのでそちらをご参照ください。 ・除票の誤記修正については、記載例として1.1.14に記載しておりますのでそちらをご参照ください。 ・事実上の世帯主に変更があった場合も、最新の内容に差し替えられるのみで記載例は1.1.14に記載されているものと同様となるため、「統合記載欄C類型の記載内容に変更が生じた場合は最新の情報に置換される想定」といったような文言を追記いたします。</p> <p>・除票の記載事項において転出の旨が記載されているため、異動履歴には削除となった履歴を記載する必要はございません。諸元表の異動履歴のうちの異動事由の例が「転出」等になっているため、そちらについては修正いたします。 転入通知については、住民票における異動が発生したものではありませんため、異動履歴に記載される想定はございません。 ・お見込みのとおりとなります。</p>
13	<p>■ベンダ 資料3 P.10 #5 改製の考え方の追加 履歴を引き継ぐ改製について、対象とする異動履歴の選択は許容するのでしょうか。また、項目毎の引き継ぎ有無の選択は許容するのでしょうか。許容有無どちらであっても、この事に関する記載も必要だと考えます。</p>	<p>令13条の2より、「当該住民票の消除前又は修正前の記載の移記を省略することができる。」とされていることから、移記を省略する又は省略しないのどちらかとなること（異動履歴の選択は許容されないこと）が読み取れると考えます。</p>
14	<p>■ベンダ 資料3 P.11 #8 B類型記載例 1.1.14において「留意事項については、直接関係する異動項目と紐付けて管理するとともに・・・」と記載されていますが、示されたB類型として記載する留意事項の例について、どの異動項目に対する留意事項として記載すべきか不明なものが多数あります。異動事由に紐付いていると解釈できるものもあるため、整理してお示しいただきたい。 例) 特別養子である旨、未届転入である旨</p>	<p>ベンダ各社にて整理・設定されるものと想定しております。</p>
15	<p>■ベンダ 資料3 P.12 #11 氏名優先区分が実装されていない場合の対応追記 通称が登録されていない外国人におけるアルファベット氏名－漢字氏名間の優先についても明記しておくべきだと考えます。</p> <p>■ベンダ 在留カードには、アルファベット氏名と漢字氏名が記載されるため、どちらを優先するかの記載はあった方がよいかと存じます。 なお、優先順については、J-LISの既存住基システム改造仕様書で示されている「住民票コード通知票」の宛名氏名の仕様にあわせ、通称、漢字氏名、アルファベット氏名の順がよいと考えます。</p> <p>■ベンダ アルファベット氏名と漢字氏名のみ持つ外国人の場合、在留カードに記載されている氏名を優先とありますが、標準仕様書のどの部分で判断可能なのでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおり、標準仕様書に漢字氏名、アルファベット氏名のどちらが優先されるかを記載することで対応します。 また、以下の理由により、優先度の高い順に漢字氏名-アルファベット氏名とさせていただきます。 ①在留カードの記載については、原則としてアルファベット氏名ですが、入管法規則第十九条の七において、漢字圏の外国人からの申し出により、特別に漢字氏名の併記が認められており、当該者については、社会生活上も漢字氏名を使用している可能性が高いこと。 ②ご指摘のとおり、J-LISの既存住基システム改造仕様書で示されている「住民票コード通知票」の宛名氏名の仕様においては、優先度の高い順に、通称、漢字氏名、アルファベット氏名とされており、既に既存の住民記録システムにおいても、上記の優先順位に基づいてシステムを構築、事務処理を行っている団体が相当数あることが想定されること。</p>
16	<p>■ベンダ 資料3 P.13 #13 検索方法の追加 異体字検索や部分一致検索が実装されることで十分に代替が可能であり、今回追加の内容は余剰機能と考えます。</p>	<p>当該記載は削除し、「氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。」を「氏名（外国人住民における「氏名（漢字）」及び「氏名（アルファベット）」を含む）や氏名のフリガナ等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。」と修正いたします。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
17	<p>■ベンダ 資料3 P.16 #19 異動の取消しの仕様追記 最新ではない履歴に対して異動の取消しを行った場合、後続の異動も取消しとなるため、必要な場合は再入力するという理解でよろしいでしょうか。 例) ①転入→②転居→③職権修正 ②の転居を取消した場合、①のデータが復元されるため、③は再入力 また、住民票統合記載欄への異動履歴の記載について、20.0.3で異動事由が「異動の取消し」である異動履歴は初期設定では記載しないと明記されていますが、取消しとなった異動については初期設定で記載しない対象とはならないのでしょうか。 例) ①転入→②転居→③異動の取消し(①を復元) ③は初期設定では記載しない。②も記載すべきではないと考える。</p>	<p>・お見込みのとおりとなります。 ・取消しとなった異動についても初期設定で記載しない対象となるため、その旨を明記いたします。</p>
18	<p>■ベンダ 資料3 資料3 今後の住民記録システム標準仕様書の修正点(案)より 「1.1.1日本人住民データの管理 1.1.2外国人住民データの管理」の管理項目として新たに「成年被後見人の審判確定日」が印鑑登録システムに連携する 成年被後見人の審判確定日の管理が必要であるという理由から追加されたかと思えます。 ただ、成年被後見人の印鑑登録については、 令和元年11月19日「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について」より、 成年被後見人の印鑑登録は法定代理人が同行していれば、可能になったかと思えます。 そのため、成年被後見人の審判確定日を印鑑登録の事務で使用することはないと考えられるのですが、成年被後見人の審判確定日を印鑑登録の事務でどのように使用する想定であるかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり成年被後見人の印鑑登録は法定代理人が同行していれば可能となりますが、印鑑登録においては一度抹消とした後再度登録を実施する必要があります。 そのため、印鑑登録システムにおいては当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続について案内する必要があるためエラーとして表示いたします。 上記の手続き開始日について明らかにする必要があることから、成年被後見人の審判確定日についても連携する必要があると想定しております。</p>
19	<p>■ベンダ 資料3 資料3 今後の住民記録システム標準仕様書の修正点(案)より 「2.1.2 検索文字入力」の実装すべき機能として、「氏名(漢字)等で一部の文字を「*」で代替した検索ができること。」と記載されています。 ただ、弊社システムではあいまい検索を行う際は、「%」を入力するようしております。 そのため、あいまい検索が実現できていけば、指定する文字は「*」でなくてもよいといった表現に変更していただけないでしょうか。</p>	<p>#16と同様(代替文字については指定しないことといたします。)</p>
20	<p>■その他 変更履歴の提示が見え消しというのは説明の上ではわかりやすい場合もあるが、変更管理としては良いものとは言えない。 次期更新からとなるかもしれないが、デジタル庁における検討とも連携し、変更管理の方式について明確化を進めていただきたい。</p>	<p>変更管理方式についてはデジタル庁と引き続き検討を進めてまいります。</p>
21	<p>■ベンダ 成年被後見人の審判確定日について 資料3の「3. 住民記録システム標準仕様書修正内容の#2(管理データ項目の追加・変更)」について質問です。 成年被後見人の審判確定日が追加されていますが、審判確定日は「20.5.9 成年被後見人異動通知」の様式からも転出地市区町村から転入地市区町村へ引き継ぐ項目ではないと認識しています。成年被後見人の審判確定日は、何をもとに住民記録システムに登録する想定なのでしょうか。</p>	<p>成年被後見人の審判確定日は成年被後見人異動通知と同封で市区町村間連携される登記事項証明書等にて連携がなされるため、当該証明書に基づき登録されるものと認識しております。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
22	<p>■ベンダ 処理日について 資料3の「3. 住民記録システム標準仕様書修正内容の#2（管理データ項目の追加・変更）」について確認です。 資料3には、「処理日」の削除に係る記載はありませんが、「資料4（見え消し）住民記録システム標準仕様書案【第2.1版】.pdf」の「1.1.1 日本人住民データの管理」及び「1.1.2 外国人住民データの管理」からは「処理日」が削除されています。「資料4（見え消し）住民記録システム標準仕様書案【第2.1版】.pdf」の状態が正しい状態との認識であっていますでしょうか。</p>	<p>処理日については、「異動履歴として管理する各項目」の中に含まれており二重に記載する必要がないため削除いたしました。 資料4にて提示した内容が正しいというご認識のとおりとなります（資料3には主な修正点を抜粋しているため取り上げておりません）。</p>
23	<p>■ベンダ 改製における削除事由及び事由の生じた年月日について 資料3の「3. 住民記録システム標準仕様書修正内容の#2（管理データ項目の追加・変更）」について確認です。 改製削除年月日が追加されていますが、住民票を改製した場合、改製原の【住民票の除票固有の記載事項に当たる項目】の「削除事由」及び「事由の生じた年月日」には、改製の異動事由と異動日を管理するとの認識であっていますでしょうか。 ベンダー間での管理方法を標準化するためにも、具体的な管理方法を【考え方・理由】でお示しいただければと存じます。</p>	<p>「改製削除年月日」に記載がなされるのに併せ、「削除事由」及び「事由の生じた年月日」についても改製の事由と「改製削除年月日」と同一の年月日が記載されます。異動履歴を管理することは明記しておりますので、追記はいたしません。</p>
24	<p>■ベンダ 改製の考え方について 資料3の「3. 住民記録システム標準仕様書修正内容の#5（改製の考え方の追加）」について確認です。 【考え方・理由】への「改製する場合においても最新の履歴以外を移行することは許容されている」という記載の追加は、既存の住民記録システムから標準準拠システムへ改製方式で住民票を移行する場合を想定してのものであり、改製の異動で最新の履歴以外の移記を可能とする機能が必要という意味ではないとの認識であっていますでしょうか。 移記を省略しない改製は、改製前後の住民票の記載内容に差異がないため、標準準拠システムへのデータ移行後、運用において使用する場面を想定することができません。 移記を省略しない改製の機能について、機能として設ける必要があるということであれば、当該機能については【実装してもしなくても良い機能】としていただきたいと存じます。</p>	<p>令13条の2より、「当該住民票の削除前又は修正前の記載の移記を省略することができる。」とされていることから、移記を省略する又は省略しないのどちらかを選択できると読み取れるため、移記を可能とする機能が必要であると考えます。 法律解釈上、移記は可能であるという整理のため、当該機能は実装すべき機能のままいたします。</p>
25	<p>■ベンダ 除票DBへの特別永住者証明書の番号の項目追加について 資料3の「3. 住民記録システム標準仕様書修正内容の#28（除票DB 項目の追加）」について確認です。 在留カード及び特別永住者証明書の番号は、「在留カード等の番号」として住民票の除票の写しに印字する情報と認識しています。「特別永住者証明書の番号」の項目が追加されていますが、特別永住者証明書の番号は「在留カード等番号」にて管理可能と存じます。 「在留カード等の番号」の他に「特別永住者証明書の番号」を追加されるのであれば、当該項目を使用する場合の条件等を【除票用データベース】の備考に記載いただければと存じます。</p>	<p>下記理由から、当該項目について、除票DB項目から削除いたします。 ・同一の者に対して、在留カード番号と特別永住者証明書番号の2つが付番されることはなく、「在留カード番号等」に入力されている情報が「在留カード情報」か「特別永住者証明書番号」かは既に除票DBの項目として存在する「在留カード等番号区分」等を参照すれば判別可能であること ・帳票上も「在留カード等の番号」として1つの欄に入力されること</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
26	<p>■ベンダ 除票DBへの上陸期間と仮滞在期間の項目追加について 資料3の「3. 住民記録システム標準仕様書修正内容の#28（除票DB 項目の追加）」について確認です。 上陸期間と仮滞在期間は、「在留期間等」として住民票の除票の写しに印字する情報と認識しています。「上陸期間」と「仮滞在期間」が追加されていますが、上陸期間及び仮滞在期間は「在留期間コード年」、「在留期間コード月」及び「在留期間コード日」にて管理可能と存じます。 「上陸期間」と「仮滞在期間」を追加されるのであれば、当該項目を使用する場合の条件等を【除票用データベース】の備考に記載いただければと存じます。</p>	<p>下記理由から、当該項目について、除票DB項目から削除いたします。 ・同一の者に対して、「在留期間」、「上陸期間」、「仮滞在期間」が2つ以上付番されることはなく、「在留期間等」や「在留期間コード年」に入力されている情報が「在留期間」、「上陸期間」、「仮滞在期間」かは、既に除票DBの項目として存在する「法第30条の45区分」等を参照すれば判別可能であること ・帳票上も「在留期間等」として1つの欄に入力されること</p>
27	<p>■ベンダ 資料3 P.13、資料4 2.1.2 検索文字入力 「・氏名（漢字）等で一部の文字を「＊」で代替した検索ができること。」 ⇒要件としては異論ありません。 ただ、システム的な条件を付記いただければと考えます。 データベース製品によっては、後方一致「＊田 太郎」では索引（検索を早くするための索引）検索ができず、全表検索（全レコードを検索する）となり、データベースへの負荷が高くなります。件数的に一般市においては問題ないですが、政令市になると致命的なレスポンス遅延となりうる検索が行われるリスクがあります。以下のような追記を【考え方・理由】に記載いただければとよいと考えます。 「データベース製品の仕様により、後方一致「＊田 太郎」での検索では性能に影響を与える場合には、後方一致「＊田 太郎」のみは行えないようにする等の処置は可能」</p>	<p>部分一致の内容（前方、後方等）についてはベンダの創意工夫によるものと想定しているため、対応いたしません。 なお、「＊」の取り扱いは#16と同様となります。</p>
28	<p>■ベンダ 資料4「4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）」 「特例転入を利用した転出に対応とは、通常の転出処理に加え、CS に転出証明書情報を格納する処理までを自動的に実行する機能を有するということである。」 ⇒マイナポータルから連携される転出届出データにおいて、転出先住所が文字列だけであると自動機能は難しいと考えます。 申請された転出先住所は、住民記録システムに登録しますが、郵便番号、住所コードも登録する必要があります。転出先住所が文字列だけの場合、文字列から郵便場号、住所コードを特定することは困難となります。類似の転入通知受理の取り込みの場合、住基ネットからは市町村コードまでは連携項目があるので、何とか特定できますが、文字列だけの場合は、画面で住所コードを設定する補正が必要になります。</p>	<p>デジタル庁にて転出届のインターフェース等が検討されているため、決定方針を踏まえて標準仕様書についても検討を進めてまいります。</p>
29	<p>■ベンダ 資料4「20.3.2 転出証明書」 ⇒1版時点からではありませんが、【考え方・理由】の「転出証明書のレイアウトの考え方」にあるレイアウト例において、外国人「ZHANG YULIN」の生年月日表記が和暦になっていますので、西暦に修正した方がよいと思います。</p>	<p>西暦に修正いたします。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
30	<p>■ベンダ 資料3 P.2 「除票DBの情報のみで住民記録DBへ異動の取消しをし、住民記録DBにおいて不足情報については職権修正で追加する形式とする。」 ⇒これについて、異動の取り消し（増）⇒職権修正 の2履歴が必須となりますでしょうか？異動の取り消し（増）処理の中で、職権修正的な補記を行いつつ、異動の取り消し（増）を完了させる（履歴は「異動の取り消し（増）」のみ）ことは不可でしょうか？</p> <p>■ベンダ ①標準仕様書上で「職権修正等」という異動事由は定義されていないため、新たな異動事由が追加される旨の回答と想定しておりますが、現在定義されている「職権修正」という異動事由との使い分けを明確にさせていただきをお願いします。</p> <p>②左記の例において、異動の取消しを実施した時点でどのような住民データや異動履歴データが作成される想定か、またその後の職権修正を実施した時点でどのような住民データや異動履歴データが作成される想定かを読み取ることが出来ません。標準仕様書上で例をお示しいただきますようお願いいたします。 (異動の取消（増）、異動の取消（減）、異動の取消（修正）の場合も同様)</p> <p>③「異動の取り消し（増）⇒職権修正」とした場合には、住基ネットには本人確認情報をどういった内容で送信すべきかについても、標準仕様書上で例をお示しいただきますようお願いいたします。 (異動の取消（増）、異動の取消（減）、異動の取消（修正）の場合も同様)</p>	<p>・異動の取消しは元の状態に戻すことを指しているため、「職権修正的な補記」については別の異動事由（職権修正等）で管理いただければと考えます。</p> <p>①「職権修正等」といった別の事由を設定する意向はございません。 「職権修正的な補記」については別の異動事由（「職権修正」等）で管理いただければと考えます。</p> <p>②異動の取消しを実施した時点の住民データは、取消しの対象となる異動処理が実施される前の状態となります。異動履歴データは異動事由が「異動の取消し（増）」、「異動の取消し（減）」又は「異動の取消し（修正）」となったデータが作成されます。その後職権修正がなされる場合は、職権修正が完了した住民データが作成され、異動履歴データは異動事由が「職権修正」となったデータが作成されます。</p> <p>③「異動の取消し（増）」となった住民データを送付後、「職権修正」がなされた住民データが送付されます。「異動の取消し（減）」又は「異動の取消し（修正）」の場合も同様です。</p> <p>②③ともに標準仕様書の現在の記載で読み取り可能と考えるため、追記は対応いたしません。</p>
31	<p>■ベンダ 【資料3】今後の改版予定についての確認 今回は「2.1版」の改定となるが、データ要件・連携要件が定まった際（2022年夏ごろ）にも改定されるものと考えている。その間、改版予定はないと考えておりますが、認識はあっていただけますでしょうか</p>	<p>今回検討会にて提示させていただいております2.1版に、データ要件連携要件を盛り込み、2022年夏頃に一度の改版実施を想定しております。</p>
32	<p>■ベンダ 【資料3】No.14（再転入者アラートの追記・再転入者の取り扱いの変更） 「再転入が発覚した場合については」という文章については、「再転入が判明した場合については」の方が適切ではないか。</p>	<p>修正いたします。 ※発覚…隠していた悪事・陰謀などが明るみに出ること（デジタル大辞泉）</p>
33	<p>■ベンダ 【資料4】4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出 以下の記載における「審査・決裁」の定義を確認させていただきたい。 住民の申請に対する「審査・決裁」なのか、転出届の取込における「仮登録」の意味か、転出の異動入力に関する「仮登録」の意味か。この意味合いによって、システムとしての機能も異なってくる。 >【考え方・理由】 > オンライン化に係る標準仕様書に基づき、申請管理システムから住民記録 > システムへ転出届情報を取り込んだ際も、必ず審査・決裁を実施すること。</p>	<p>住民の申請に対する「審査・決裁」を指しております。 ただし、転出届の取り込み（登録をし、修正した際には転出届異動履歴が残されるもの）、及びその異動入力に関する仮登録についても実施される必要があります。</p>
34	<p>■ベンダ 【資料4】4.6.0.1 異動の取消し 以下の記載となっているが、システムとしては一部のみの取り消しは許容しないような仕様として、一部のみの取り消しは実施できない制御で問題ないか。 >【考え方・理由】なお、取消しは異動の届出単位とし、複数人の届出による異動があった際にはそのうちの一部のみ取り消すことは原則許容しない。</p>	<p>ご意見等を踏まえ、一部の取消しについては対応できないこととし、一括の取消し及び再度届出をする方針といたします。そのため、お見込みのとおりとなります。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
35	<p>■ベンダ 【資料4】4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出 エラーチェックの内容について明確に示していただきたい。 現在の記載は「転出先住所に関しては～日付となっていないか等」との記載になっており、どの項目に対して具体的にどのようなチェックを行うべきか曖昧であるため、受け取り側の解釈により自由にチェックを設けることができる形となっており、標準化を行う上での妨げになると考える。</p>	<p>デジタル庁にて転出届のインターフェース等が検討されているため、決定方針を踏まえて標準仕様書についても検討を進めてまいります。</p>
36	<p>■ベンダ 住民票の除票を5年後に除票データベースに移すことの件です。 除票データベースに移されたデータは、住民情報のデータ連携では、除票データベース連携されないという事で検討されていますでしょうか。 といいますのは、住民情報を連携(FTP)してミニ住基を健康管理システム内に保有しております。健康管理システムでは、再転入者などで宛名番号が変更となった場合、紐づけできることという要件が記述されます。紐づけできる情報の1つとして、住民情報の異動履歴(除票データベース)が1つの参考となる情報と考えます。除票データが連携されないと、5年以上前の除票データは健康管理システムには存在されず、この機能要件を満たすことができなくなります。除票データベースとしてどのように検討中でしょうか。</p> <p>■ベンダ 住民情報を連携するような標準仕様書対象システムが後から導入・稼働するような場合に、稼働時点で「除票になって5年経過している除票」は上記方針では同システムに取込むことが出来なくなると考えます。除票データベースに移されたデータも連携が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>■自治体 除票になってから5年後に除票データベースに移行するのであれば、再転入の場合の紐づけ以外では大きな問題はないかと思えます。ただし、かなり遡ってデータを修正する可能性がないわけではないので、その場合には運用による対応が必要と思われれます。 また、他システムで住基システムから連携された情報を保有することはデータの不整合につながる懸念もあるのではと思えます。 なお、転出予定日が過ぎて除票となった場合に、転出先自治体からの転入通知で異動日が変更となる場合は多々あり、この場合には、住基システムから他システムへの連携は必要と思われれます(保険や手当などの基準日が変わるため)。</p>	<p>・除票データベースから他システムへの連携については検討しておりません。 住民記録データベースからの連携された情報について他システムにおいて管理しておき、除票になった後も他システム内にて管理し続けることで対応が可能となると想定いたします。</p> <p>・現状使用されている住民記録システムの除票DBから、該当する連携先の標準準拠システムに移行する前に必要な除票データをセットアップすることを妨げるものではありません。</p> <p>・除票データの庁内連携については本仕様書の対象外となります。</p>
37	<p>・資料4「2.1.2 検索文字入力」について 一部の文字を「*」で代替した検索について、「*」は1文字数を示すのか、もしくは任意の文字数(ワイルドカード的な扱い)を示すのかを明確にした方が良いと思えます。</p>	<p>「文字列一致検索(完全一致・部分一致)ができること。」と修正するため、文字数については言及しないことといたします。</p>
38	<p>■ベンダ 資料4「4.6.0.1 異動の取消し」について 考え方・理由の追記で、取消しは異動の届出単位となりましたが、同一の届出による異動の履歴かを判断するための項目(届出番号等)が「1.2.1 異動履歴の管理」に存在しないためベンダー間のデータ移行等も鑑み追加したほうが良いと思えます。</p> <p>■ベンダ 標準仕様の【考え方・理由】の「取消しは異動の届出単位とし」を踏まえて、「一括の取り消し及び再度届け出」を実現しようとする場合、届出単位を示す項目がデータ要件0.8版には見受けられませんが、「同一の届出単位」を判断するために必要な項目を標準仕様に明記すべきと思えます。</p>	<p>同一の届出による異動の履歴かを判断するための項目等のシステム運用に必要なデータ項目については、デジタル庁が定めているデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】にて「データ要件の標準の対象とはしない」とされていることも踏まえ、住民記録システム標準仕様書の対象といたしません。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
39	<p>■ベンダ 資料4「20.0.3 異動履歴の記載」について 住民票の写し等に記載する履歴は届出日又は職権処理日の新しい履歴から記載することとなりました。しかし、本仕様書中で「20.0.3 異動履歴の記載」以外に職権処理日という項目は存在しません。職権処理日が処理日と同様であれば記載を統一した方が良いと思います。</p>	<p>「届出日、又は職権修正等の場合は処理日」に修正いたします。</p>
40	<p>■ベンダ 資料4「1.1.16 支援対象者管理」について 本改訂には関係ありませんが、弊社システムでは、支援対象者（DV被害者等の措置者）について、「1.1.16 支援対象者管理」にあたる機能としてのアラート表示や操作禁止等ができるような措置を登録管理して運用しています。 さらに追加機能として、弊社システムを利用している市町村様からの要望もあり、職員の操作誤りにより加害者に郵便物が届いたりすることを防止する『人的ミスの最後の砦』の位置づけで、システム上の表示や印刷において対象者ごとに住所を役場住所等に置き換わるようにする機能を設けています。これを「住所マスク機能」と呼んでいます。 これにより、万が一印刷物が発送されても郵便物が住記や宛名上の住所に届くのではなく（加害者の手に届かず）役場に届くこと、また不注意で画面表示上の住所を口頭・電話で伝えたりすることを防ぎ、被害を防止・抑制する仕組みとしています。被保険者証等や各種証明物には住民票（住登外の場合は宛名）住所が出力できるような対処としてシステムで行っており、事故防止等の効果が上がっています。 住民記録として、上記の住所を置き換えるようなことは考えにくいのですが、他業務システムの標準仕様における支援対象者管理は住民記録を準拠するとされております。 これらのことから、「住所マスク機能」について、弊社システムが標準準拠することにより本機能が除かれた場合の影響も大きく、人的ミスを防ぐためにも、「住所マスク機能」機能を【実装してもしなくても良い機能】として標準仕様に設けることはできないでしょうか。</p> <p>■ベンダ 弊社も「住所マスク機能」と類似した機能を有しており、標準準拠することにより機能が除かれるもの（分類されていない機能にあたるもの）と認識しておりましたが、『各社様創意工夫の範囲』との方針であるならば、P.23『（2）標準準拠の基準』に「分類されていない機能のうち、標準準拠システム移行前の機能については実装してもしなくても良い。」など、明確に記載してほしい。</p>	<p>画面表示方法等については本仕様書の範囲外となるため、エラーチェックに利用する際の画面表示に限り創意工夫の範囲といたします。</p>
41	<p>■ベンダ 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正 「エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理システムに連携できること。」との要件が追記されました。 「審査・決裁」の仕組みは、標準仕様書に準拠したシステムにおいて必要とされる機能で、転出・転入手続のワンストップ化の2022年度サービス開始時点では不要の認識ですがよろしいでしょうか。</p> <p>■ベンダ 2022年度サービス開始時点の転出・転入手続のワンストップ化で必要とする審査・決裁とは、標準仕様書2.1版（案）の「4.0.8 審査・決裁」に記載されている仮登録や本登録までは求められていない認識です。 現状の仕組みにおいて、本登録前に事前確認ができる審査用帳票を発行し、確認したうえで更新する仕組みがあれば問題ない認識ですが、よろしいでしょうか。</p>	<p>・標準準拠システムに移行する前も、審査・決裁は行われる必要があるものと考えます。 ・標準準拠システム移行前の審査・決裁の実施方法については、標準仕様書の対象外となります。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
42	<p>■ベンダ 5.5 発行番号 【考え方・理由】に「発行された順に付された番号については、日ごと、発行場所ごと、証明書ごとでの連番とすること。」が追記されました。 それに対して【実装すべき機能】に記載されている発行番号の表示方法は「発行年月日・市区町村名・発行端末名番号・発行プリンタ番号・発行された順に付された番号・ページ数／総ページ数」とされています。 証明書ごとの連番とするが発行番号に「証明書」が含まれないため、異なる証明書同士で同じ発行番号が存在することになると解釈できますが、その認識で誤りないでしょうか。 また、「発行場所」とは、発行番号に含まれる「区町村名・発行端末名番号・発行プリンタ番号」を指しているという認識で良いでしょうか。</p>	<p>いずれもお見込みのとおりとなります。</p>
43	<p>■ベンダ 「1.1.4 改製」【考え方】について 2. 1版にて「また、「市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の削除前又は修正前の記載の移記を省略することができる」（令第13条の2）とされていることから、改製する場合においても最新の履歴以外を移行することは許容されている。」が追加されましたが、以下の点について意見照会をさせていただきます。 ①令第13条の2に「記載の移記を省略」と記載されているため、「最新の履歴以外を移行することは」ではなく「最新の履歴以外を移記することは」に統一した方が良いと考えます。 ②令第13条の2に規定された内容の裏返しとして、「改製する場合においても最新の履歴以外を移行することは許容されている。」こととなりますが、最新履歴以外を移行することになると標準化前と後の意味合いが変わっている項目（*1）もあるため、改製原住民票についても項目編集等が発生する可能性があります。このため、実装すべき機能として定義された場合、仕様書に記載された内容で、移行作業を行うことになり、データ移行作業に係る職員の負担が増加すると思えます。本仕様の機能実装はベンダの裁量とするか実装してもしなくても良い機能としていただきたいと考えます。</p> <p>*1：前住所 標準化前：転入→転居→改製後の前住所は転居時住所 標準化後：転入→転居→改製後の前住所は転入時住所</p>	<p>①修正いたします。 ②自治体において、最新の履歴以外を移記するか否かをご判断いただくため、検証作業等がご負担になる場合には最新の履歴のみを移記することも想定されると考えます。「改製する場合においても最新の履歴以外を移記することは許容されている」との記載から、最新の履歴のみを移記することも可能であることが確認いただくと想定いたします。</p>
44	<p>■ベンダ 「1.1.14 統合記載欄」について 2. 1版にて「C類型のうち、「除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載」について写しを交付する際に記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、当該内容については必ず統合記載欄に記載すること。」が追加されましたが、以下の点について意見照会をさせていただきます。 ①誤記修正した内容を統合記載欄にのみ記載する事は、市区町村の事務処理上不都合が生じる可能性が有ります。例えば、転出等削除した日が年を跨るか否かによって住民税の課税対象か否かが異なります。統合記載欄のみに正しい情報を記載したのでは他の業務に正しい情報が伝わりません。従って、住民票上統合記載欄に記載するとしても、他の業務に連携可能とする記述が必要と考えます。 「C類型のうち、「除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載」について写しを交付する際に記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、当該内容については必ず統合記載欄に記載すること。また、他業務に対し異動日や正しい住所等の連携を実施すること。」と記載していただきたいと考えます。</p>	<p>自動で修正内容が連携されることで不都合が生じる可能性等も踏まえ、対応いたしません。 なお、庁内連携については、住民記録システム標準仕様書の対象外とします。</p>

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
45	<p>■ベンダ</p> <p>「2.1.2検索文字入力」「実装すべき機能」について 第2. 1にて「氏名（漢字）等で一部の文字を「*」で代替した検索ができること。」が追加されましたが、以下の点について意見照会をさせていただきます。</p> <p>① 本機能は氏名（漢字）の一部に外字が含まれた場合等を想定して新たに要望されたものと推測します。外字と想定される部分に「*」の部分の文字を除いて検索する事であり、機能的には「部分一致」に該当します。また、外字を登録する際に「異体字」として管理できれば敢えて「*」と検索条件に入力しなくても検索可能となります。そのため、「氏名（漢字）」に対して「部分一致」を実装する事で良いと考えており、「氏名（漢字）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。」とするか、【実装してもしなくても良い機能】として記載いただきたいと思います。なお、「*」は部分一致を示す手段で有り、ベンダによって異なる物ですので「*」と明記するのは避けるべきものと考えます。</p>	# 16と同様（代替文字については指定しないことといたします。）
46	<p>■ベンダ</p> <p>「2.1.3基本検索」「実装すべき機能」について 第2. 1版にて「また、除票となった者の統合記載欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、正しい記載である氏名・氏名のフリガナ・生年月日について検索できること。」が追加されましたが、以下の点について意見照会をさせていただきます。</p> <p>① 誤記が判明した場合の記録は「1.1.14統合記載欄」を参照する限り、統合記載欄Cタイプへ記録となっています。また、除票用データベースのレイアウトを参照すると、統合記載欄Cタイプは100文字の漢字と定義されおり、統合記載欄Cタイプの備考記載例では、フリーフォーマットで職員が手入力すると考えています。</p> <p>従って、検索対象としても100文字の漢字の中に「正しい記載」であることを示すものは無く、何文字目に「正しい記載」があるかを機械的に判断する事はできません。</p> <p>また、通常、基本検索で使用する項目はデータベース上にインデックス（索引）を設けますが、漢字100文字の項目にインデックスを付与しても、性能改善には寄与せず、除票を含んだ検索を実施すると性能は著しく劣化します。</p> <p>「正しい記載である氏名・氏名のフリガナ・生年月日について検索できること。」とするのであれば、少なくとも除票データベースに誤記修正後の「正しい氏名」「正しい氏名のフリガナ」「正しい生年月日」の項目を追加する必要があると考えます。</p>	# 11と同様

■住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
47	<p>■ベンダ 「4.1.1.2再転入者」【考え方】について 以下の点について意見照会をさせていただきます。 ①「住民票コード、個人番号、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。」とあり、エラーとすべきとの認識ですが、「11.1エラーアラート項目」「○エラー項目一覧」において、項番29「除票データにおいて、住民票コード、個人番号、在留カード番号が一致する者がいた場合」の記述が削除され、「○アラート項目一覧」に記載されています。 また、資料3 #14においては「氏名や性別等の組み合わせ（中略）自治体の判断とする」とされており、住民票コード、個人番号、在留カード番号又は特別永住者証明書番号等、個人が特定される場合の変更は見受けられません。 従って、住民票コード、個人番号、在留カード番号又は特別永住者証明書番号等、個人が特定される場合は必ず再転入者としての処理を行い、11.1エラーアラート項目「○エラー項目一覧」項番29「除票データにおいて、住民票コード、個人番号、在留カード番号が一致する者がいた場合」の記述は削除する必要は無いと考えます。 ② 2. 1版にて「当該機能は複数の条件のいずれかの組み合わせについて対応できることを指しており、機能をどう利用するかについては自治体の判断とする。」が追加されています。この「当該機能」が【実装すべき機能】にまで及ぶのか、【考え方】に記載されている「また、氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日のいずれか又はすべての組み合わせ（以下略）」の部分に関わるのか不確定なので、次の通り、記載いただきたいと考えます。 「また、氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日のいずれか又はすべての組み合わせが一致する者については、アラートを表示し、再転入者に該当するかの確認を行う。3情報のすべてが一致する者についてアラートを表示するという意見もあったが、婚姻等の理由で氏に変更する者も一定数想定されることから名（又は名のフリガナ）についても対象とした。これら、項目の組み合わせについては、複数の条件のいずれかの組み合わせについて対応できることを指しており、機能をどう利用するかについては自治体の判断とする。」</p>	<p>①「当該除票データが「個人番号、住民票コード、在留カード番号」の誤入力により職権削除したもの等であった場合、当該除票の「個人番号、住民票コード、在留カード番号」は無効であるものであるため、一致したとしても、エラーにならない措置を設ける又はアラートととして続行できる措置が必要」（全国照会結果No.612）とのご意見を踏まえ、アラートに移動したものといたします。（「新規入力を抑止すること」は必ずしもエラーとするべきものとは規定しておりません。） ②ご意見を踏まえ左記のとおり修正いたします。</p>
48	<p>■ベンダ 「20.0.1様式・帳票全般」【考え方・理由】「（図1）増事由（転入・出生等）確認又は審査票の画面イメージ（1段書き）」について 第2. 1版にて「マイナンバーカード」「住基カード」「市民カード」「印鑑」に関する項目が削除されましたが、以下の点について意見照会をさせていただきます。 ①削除された理由が「住民基本台帳として管理しない項目で有る為」と想定しており、「乳幼児」「未就児」も削除すべき項目と考えます。</p>	<p>修正いたします。 なお、当該イメージは標準化対象外である画面要件にかかわるものであるため、イメージに記載されている項目以外の項目についても表示するかについてはベンダ各社の領域となります。</p>
49	<p>■ベンダ 今後の住民記録システム標準仕様書の修正点（案）P.16 #19 について 異動取消しについての質問となります 「異動取消し対象者以外について再度異動処理を行うこととする。」とありますが、取消ししない異動者についても再度届出を出してもらう必要があるということでしょうか。 または、届出は不要で、職員が再度異動処理をシステムで入力するのみとなりますでしょうか。その場合、異動取消しを行う者の取消しの届出を異動処理の根拠とすることになりますでしょうか。</p>	<p>原則的には再度届出をしていただくことが正しい運用となると想定しております。 ただし、個別の事情等に応じて、届出をしない取り扱いとして職員がシステムで入力する場合も考えられますが、その場合においては職権記載とし、留意事項やメモに当該対応について記載することを想定しております。</p>

■ 住民記録システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
50	<p>■ ベンダ</p> <p>今後の住民記録システム標準仕様書の修正点（案）P.20 #29 について 転出証明書帳票レイアウトについての質問となります。 転出証明書帳票レイアウトから「住民基本台帳カード及び個人番号カードの有無」が削除されましたが、既存住記システム改造仕様書7.21版【暫定版】と比較した場合、転入地が受信する転出証明書情報通知(83FI)には個人番号カードの状況区分等が項目として追加されることになっております。 転出証明書を紙媒体で持ってきた住民と特例転入で転入届を行う住民について、転入地側が受け取る転出証明書情報に差異が出ることになるとは思われますが問題ありませんでしょうか。</p>	<p>令23条において転出証明書には個人番号カードの有無等について記載されていない一方、令24条の3において転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項には「個人番号カードの発行の日及び有効期間が満了する日その他個人番号カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの」が通知事項として挙げられていることから、当該2方法における項目に差異があることは問題ございません。</p>